

南伊勢町長 上村久仁 様

南伊勢町代表監査委員 見並健



南伊勢町監査委員 松葉和久



職員の賠償責任に関する監査の結果について

地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 2 日付け南総第 190 号で南伊勢町長から請求があった、元町立南伊勢病院主査廣出翔（以下「元職員」という。）の公金横領に係る事実の確認及び元職員とその職員を管理・監督する立場にあった元上司である別表職員 4 名の賠償責任の有無並びに賠償額の決定について、監査した結果を次のとおり報告します。

第 1 監査の実施

1 監査請求の要旨

地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 2 日付け南総第 190 号で南伊勢町長から提出された監査請求の要旨は、次のとおりである。

元職員は、平成 30 年 2 月 28 日から平成 31 年 3 月 29 日までの間、南伊勢町水道事業会計において 1,250 万 8,865 円を横領し、また、令和元年 5 月 16 日から令和 4 年 6 月 2 日までの間、町立南伊勢病院事業会計において 1 億 5,538 万 6,000 円の横領を行い南伊勢町に損害を与えた。

したがって、元職員による横領の有無の確認、また、元職員及びその当時職員を管理・監督する立場にあった元上司である [REDACTED]（以下「別表職員」という。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求める。

2 監査の方法

地方自治法第 252 条の 41 第 1 項及び南伊勢町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 3 項の規定に基づく個別外部監査報告書の確認及び別表職員への弁明聴取りによる（元職員については犯罪捜査中であることに鑑み、聞き取りを行わなかった）。

3 監査を実施した期間

令和4年12月2日から令和5年1月11日

第2 監査の結果

1 結論

- (1) 南伊勢町に損害を与えた事実の有無について
元職員が公金を横領し南伊勢町に損害を与えた事実があるものと認める。
- (2) 賠償責任について
元職員及び別表職員は南伊勢町に対して損害賠償責任を有するものと認める。
- (3) 損害額について
元職員の横領による南伊勢町の損害額は合計1億6,791万8,965円である。

2 事実関係

(1) 横領事件発覚の経緯



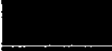

令和3年度町立南伊勢病院事業会計の決算関係書類を調整するにあたり、説明できない数値が散見されたため、令和4年5月下旬から総務課において詳細な確認を進めた結果、同年6月7日に使途不明金を発見。同日、元職員から複数年にわたり、1億5千万円余りを着服したとの告白があった。

(2) 元職員への処分

令和4年6月28日付けで南伊勢町職員を懲戒免職となった。

(3) 事実関係の確認

令和4年12月2日に公表された個別外部監査報告書の内容確認及び別表職員への弁明聴取り等により、事実関係の確認を行った。

弁明対象者及び聴取り日		令和4年12月28日
		令和4年12月28日
		令和4年12月28日
		令和5年1月6日

個別外部監査報告書に記載されている水道事業並びに病院事業に係る今回の横領事案の内容と発生原因及び損害の概要については、概ね報告書記載内容のとおりであることを確認した。

また、事案発生当時の元上司（上下水道課長、病院事務長）である元企業出納員4名について、弁明機会の付与を行い監査委員が聴取り調査を行った。

その主な弁明内容は次のとおりである。

- ・今回の横領事件を企業出納員として防げなかった管理・監督責任を非常に重く感じている。また、元職員を信じてしまい、上下水道課内や病院内で十分なチェック体制を築けなかったことは残念である。
- ・しかしながら、元企業出納員（4名）それぞれに被害額の30%の賠償責任が求められることについては、職責以上の重さを感じる。
- ・今回の外部監査報告書に記載されている係長の位置づけについて、報告書では「経理関係、予算・決算関係の業務は総務係長の業務から外れている。」となっているが、令和3年度、4年度等の病院事務部の事務分掌表には、明確に係長の事務分掌となっており、係長は予算・経理の要であり、報告書内容と実情とは食い違っている。
- ・元職員のように、ある意味企業会計に熟知した人材（職員）が町に少ないため、早期（2～3年）に人事異動がさせられなかったことが、今回のような不祥事を起こした一因なので、今後は早期の人事異動を行うことが大事である。
- ・外部監査報告書では、管理・監督者の賠償責任割合を30%としているが、これは、ある町の当時の三役である収入役とその会計補助員である出納室長が起こした事例を参考にしており、今回の本町の事案のように一職員が故意に行った横領行為の管理・監督責任を企業出納員に負わせるには、責任の重さが大きく異なり、同じ扱いをするのは不合理であると思う。

第3 判断

1 公金横領の時期及び手口

(1) 水道事業

元職員は、水道事業の預金口座から無断での出金行為を行い、平成30年2月28日から平成31年3月29日までの間、架空の支払伝票を作成して、水道事業の預金口座から正規の支払伝票に基づく支払をしたかのように装い、架空の支払伝票記載金額相当額の現金を着服する方法で、公金横領を行った。

(2) 病院事業

元職員は、令和元年5月16日から令和4年6月2日までの間、病院の売上金を病院事業の預金口座に入金するにあたり、入金すべき金額の一部を入金しないで着服するという方法、また、令和2年7月10日から令和4年5月13日までの間、病院事業の預金口座から無断で現金を出金し、着服する方法で公金横領を行った。

2 賠償責任の有無

(1) 元職員の賠償責任

職員の賠償責任については、地方公営企業法第34条が地方自治法（以下「法」と

いう。)第243条の2の2を準用していることから、第1項前段について、本件に係る箇所のみ抜粋及び読み替えを行うと、会計管理者の事務を補助する職員が故意又は過失により、その保管に係る現金を亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとされている。

以下、この規定に基づき元職員が賠償責任を有するかどうかについて検討する。

ア 法第243条の2の2第1項の前段に規定する職員であったか。

元職員は、平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間、上下水道課において、企業会計・経理を担当する職員であり、当時の上下水道課長、水道係長は、元職員は経理を担当するので、当然に1項前段の職員に該当するとの認識であった。

しかしながら、元職員が南伊勢町水道事業会計規程第2条に規定されている現金取扱員としての任命行為がされておらず、町の内部では、現実的に経理事務を担当しており、第1項の前段に規定する職員に該当するとの認識であり、元職員本人も個別外部監査人のヒヤリング等で、その認識に疑義が無いことから、第1項の前段に規定する職員に該当することを確認した。

イ さらに、元職員は、令和元年5月1日から懲戒免職となる令和4年6月28日まで町立病院の事務部総務係に配属され、経理を担当する職員であり、当時の事務分掌でも経理関係・決算関係の担当と明記されている。当時の事務長、総務係長は、元職員は経理を担当するので、当然に1項前段の職員に該当するとの認識であった。

ただし、水道事業と同様に南伊勢町病院事業会計規則第3条に規定されている現金取扱員としての任命行為がされておらず、町の内部では、現実的に経理事務を担当しており、第1項の前段に規定する職員に該当するとの認識であり、元職員本人も個別外部監査人のヒヤリング等で、その認識に疑義が無いことから、第1項の前段に規定する職員に該当することを確認した。

ウ よって、元職員は、前記1の手口により水道事業会計並びに病院事業会計から多額の公金を横領し、自己の欲望を満たすための用途に費消する目的で、故意による不正行為を働き町に大きな損害を与えていると認められる。

(2) 元職員以外の別表職員4名の賠償責任

元上下水道課長■■■■■は、南伊勢町水道事業会計規程第2条により充て職で企業出納員とされており、管理者の命を受けて、出納その他の会計事務をつかさどる(地方公営企業法第28条第3項)ので、「管理者の職務を行う町長」の「出納その他の会計事務を補助する職員」に該当する。

元職員の着服により、その保管に係る現金が亡失しているので、その亡失に関し過失があれば、地方公営企業法第34条・改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を負うことになる。

具体的には水道事業の企業出納員として、水道事業の預金口座に係る入出金を適切に管理すべき職務を負っていたが、水道事業の預金口座や届出印を元職員に保管さ

せて自由に使用させていたことなどにより、容易に公金横領ができたもので、今回の現金亡失について過失が認められる。

従って、XXXXXXXXXXは、地方公営企業法第34条・改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を有するものと認められる。

このほか、元病院事務長のXXXXXXXXXXの3名についても、南伊勢町病院事業会計規則第3条により充て職で企業出納員とされており、管理者の命を受けて、出納その他の会計事務をつかさどる（地方公営企業法第28条第3項）ので、「管理者の職務を行う町長」の「出納その他の会計事務を補助する職員」に該当する。

病院事業会計では、令和元年5月16日から3年あまりに渡って元職員の着服により、その保管に係る多額の現金が亡失しているので、その亡失に関し過失があれば、地方公営企業法第34条・地方自治法第243条の2の2又は改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を負うことになる。

具体的に3名は、病院事業の企業出納員として病院事業の預金口座に係る入出金を適切に管理するべき職務を負っていたが、病院事業の預金口座や届出印を元職員に保管させて自由に使用させ、病院事業の経理を元職員1名に任せきりにし、預金口座の入出金履歴について全く注意を払わず、不自然な会計処理を継続させてきた。

さらに、収入の調定の決裁や預り金勘定の収入支出に準じた処理などの会計規則に従った手順を取らず、元職員が処理するままに放置していたことなどにより、元職員が容易に公金横領を行うことができたもので、今回の現金亡失について過失が認められる。

従って、元病院事務長の3名は、地方公営企業法第34条・地方自治法第243条の2の2又は改正前の地方自治法第243条の2に基づき、その損害を賠償する責任を有するものと認められる。

(3) その他職員の賠償責任

上下水道課の水道係長、病院事務部の総務係長についても賠償を求めることの可否を検討したが、南伊勢町水道事業会計規程や南伊勢町病院事業会計規則には、現金取扱員を置くことになっているが任命行為等がされていないことから、地方自治法第243条の2の2又は改正前の地方自治法第243条の2第1項前段の職員に該当する根拠に乏しい。

また、第1項後段の職員に該当するかについても検討したが、水道係長にも総務係長にも支出の事務を委任・専決・代決させる規定は無く、後段の職員にも該当しないことになる。

よって、両係長の賠償責任は否であると考えらる。

なお、個別外部監査報告書39頁上段にある、病院総務係長の事務分掌の記述で「病院事業の預金口座の管理、経理、会計は、総務係内で総務係長の分掌から外れている。」となっているが、現存する病院事務部の事務分掌表とは食い違いを見せて

いるので、今後の事務分掌作成にあたっては、留意が必要である。

3 損害賠償の対象者と賠償割合及び賠償金額

(1) 元職員と別表職員4名の損害賠償割合

地方自治法第243条の2の2第2項は、「前項において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。」と規定している。

そうしたことから、本件の公金横領による現金の亡失の損害は、元職員と公金横領が行われた時期に企業出納員であった職員の行為によって生じたものであるというべきであるから、元職員及び公金横領が行われた時期の企業出納員が、これらの職分（職務権限の重要性）に応じ、かつ、損害発生の原因となった程度（当該行為と損害の因果関係の程度）に応じた額の賠償責任があるものと認める。

そこで、元職員は、自らの故意による多額の横領により、公金を亡失し損害を発生させており、その上司である企業出納員よりも原因となった程度が格段に高いことから、水道事業、病院事業に在籍した期間に行った不正行為について、町が被った損害額の7割を賠償すべきである。

また、元職員の上司（企業出納員）であった別表職員4名については、元職員よりも責任の重い地位にあった反面、元職員の横領行為が直接的かつ決定的であるのに対し、企業出納員であった4名は、保管上の注意義務を怠ったことや会計規則等に決められた手続きが取られていなかったことなどで、元職員の横領行為と比較するとその原因となった程度は低いと言える。

よって、その在任期間中に元職員の公金横領により発生した損害額の3割について賠償責任を負わせることが適当である。

(2) 具体的な賠償額

損害賠償請求すべき対象者と金額は（令和4年9月30日までの遅延損害金を付加し、一部弁済を控除した金額）は、次表のとおりである。

対象者	賠償金額	
元職員（廣出翔）	損害額	1億1754万3276円
	遅延損害金	40万7388円
	合計	1億1795万0664円
[REDACTED]	損害額	375万9889円
	遅延損害金	7732円
	合計	376万7621円

	損害額	1 3 3 5 万 6 3 0 0 円
	遅延損害金	2 万 2 1 2 9 円
	合計	1 3 3 7 万 8 4 2 9 円
	損害額	4 1 2 万 9 5 0 0 円
	遅延損害金	5 0 9 2 円
	合計	4 1 3 万 4 5 9 2 円
	損害額	2 9 1 3 万 0 0 0 0 円
	遅延損害金	1 3 万 9 6 3 6 円
	合計	2 9 2 6 万 9 6 3 6 円
合計	損害額	1 億 6 7 9 1 万 8 9 6 5 円
	遅延損害金	5 8 万 1 9 7 7 円
	合計	1 億 6 8 5 0 万 0 9 4 2 円

第4 監査委員の意見

公営企業における公金の取扱いについては、公営企業法や地方自治法、財務規則等の規定に基づき厳格に行う必要があり、企業出納員や現金取扱員は、故意又は過失により、町に財産的損害を与えたときは、賠償責任を自ら負わなければならないという重大な責務が課せられている。

今回の本町公営企業における多額の現金亡失等の原因は、公金を取扱う責務の重大性の認識が、公金を横領した本人のみならず、それを管理・監督する立場の企業出納員等にも欠如していたことにあり、具体的には預金口座や届出印の管理、通帳履歴の管理等を一手担当職員に任せきりにして、企業出納員や他の職員はチェック体制が不十分であった点にあると考える。

また、公金を取扱うに当たっては、会計職員としての身分が必要であるが、本町の水道事業会計規程や病院事業会計規則にうたわれている現金取扱員の任命行為等も行われていなかったことが、今回の監査の中で明らかになった。

そうしたことから、今後は会計職員の任命行為を早期に行い、公金を扱う者の責任の重さを自覚させることが必要である。

さらに、今回の個別外部監査報告書にも記述されているが、組織における係長の役割が今ひとつ不明確になっており、これを見直し、さらに重視していくことが企業会計におけるチェック体制の強化につながっていくものと確信する。

そのほか、今回の個別外部監査報告書や今回の賠償対象である企業出納員からの弁明にもあるように、企業会計を熟知した職員が不足しており、特定職員を同一部署に長期間勤務させてきたことも、今回の問題の発生につながった原因であると考えられることから、今後は複式簿記等に精通した企業会計に明るい人材の育成等を行い、現金を扱う会計職員

の定期的な異動を考慮されることを強く切望するものである。

今後は、適切かつ確実な現金の管理に努める必要があるため、財務規則等の実態に応じた見直しを行い、現金取扱員等の適切な任命、会計職員に対する研修や指導の徹底などを速やかに行われることを要望する。

別表

廣出 翔	元職員
	平成26年4月1日から平成31年3月31日までの上下水道課長
	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの町立病院事務長 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの町立病院事務長
	令和2年4月1日から令和2年9月30日までの町立病院事務長
	令和3年4月1日から令和4年12月31日までの町立病院事務長